被扶養者資格再確認にご協力をお願いいたします

協会けんぽでは、保険給付の適正化等を目的に、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、被扶養者資格の再確認を実施しております。
令和６年度は下記のとおり「被扶養者状況リスト」を事業主さまへ順次お送りいたします。
加入者の皆さまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

対象となる方

令和6年4月1日の時点で、18歳以上である被扶養者の方

※すべての被扶養者が上記に該当しない場合は、再確認の必要がありませんので、事業主の方へ被扶養者状況リストはお送りいたしません。

被扶養者資格再確認について詳しくはこちら

送付時期
令和６年10月上旬から10月下旬

提出期限
令和６年11月29日(金)(予定)

柔道整復師（整骨院・接骨院）にかかるとき

柔道整復師による治療では、健康保険を使用できる場合が限られています。
負傷の原因や症状を正しく伝えたうえで受診してください。

健康保険の対象となる場合

- ○打撲
- ○脱臼
- ○挫傷（肉ばなれ等）
- ○骨折
- ○捻挫

※負傷原因がはっきりしていて慢性に至っていないケガに限られます。
※骨折・脱臼については医師の同意が必要です。（応急処置を除く）

健康保険の対象とならない場合

- ×肩こり、筋肉疲労
- ×慰安目的のあんま・マッサージ代わりの利用
- ×過去の交通事故等による後遺症
- ×症状の改善が見られない長期の治療
- ×仕事中や通勤途上での負傷

柔道整復師にかかる場合の注意事項

❶負傷の原因を正しく伝えましょう。
❷「療養費支給申請書」の内容を確認し、委任欄には必ず自分で記入または捺印しましょう。
❸領収証を必ずもらいましょう。
❹治療が長引く場合は一度医師の診断を受けましょう。
❺「ついでに他の部分も」「家族に付き添ったついでに」といった「ついで」の受診は支給対象外です。

協会けんぽより負傷原因、治療年月日、治療内容などを文書で照会させていただくことがあります。照会があった際は、ご自身で回答書を記入し、ご提出いただきますようお願いいたします。

柔道整復師（整骨院・接骨院）のかかり方について 詳しくはこちら

お問い合わせ先　業務グループ ☎ 043-382-8311（代表）

全国健康保険協会 千葉支部
協会けんぽ
〒260-8645 千葉市中央区新町3-13 日本生命千葉駅前ビル2階
☎ 043-382-8311（代表）
営業時間　平日 8:30～17:15

お手続きは郵送をご利用ください

申請書はすべて協会けんぽのホームページからダウンロードできます

2024年12月2日に健康保険証が廃止されます
マイナ保険証をぜひご利用ください

使ってみよう!
マイナ保険証

協会けんぽ以外の健康保険組合等にご加入の事業所は各健康保険組合等にお問い合わせください。

資格情報のお知らせと加入者情報（マイナンバーの下4桁）の配布をお願いします

配布の流れ

Check2「配布のポイント」を参考に、被保険者さま分と被保険者さま分を従業員さまに配布をお願いします。

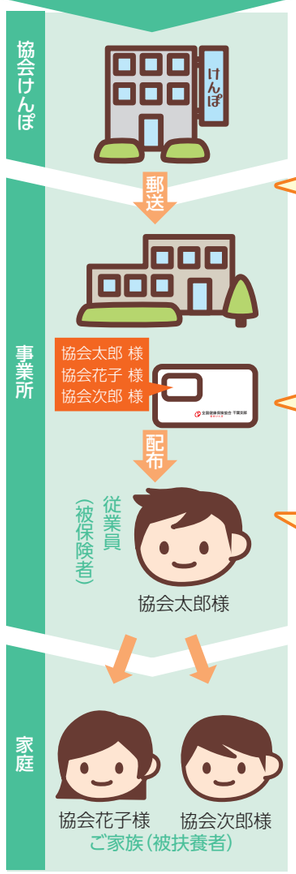

令和6年12月2日より健康保険証の新規発行が終了し、健康保険証を利用登録したマイナンバーカード（以下、マイナ保険証という。）で医療機関等を受診していただく仕組みに移行します。
このため、すべての加入者さまに安心してマイナ保険証をご利用いただくとともに、加入者さまご自身の健康保険の資格情報を簡易に把握して、健康保険の諸手続きを行っていただくため、加入者個人の「資格情報のお知らせ及び加入者情報（マイナンバーの下4桁）」を送付しますので、従業員さまへの配布にご理解・ご協力をよろしくお願いします。

Check1　事業所に届く郵送物の形態

加入者個人ごとの封筒を、封筒または箱に封入し、事業所に送付します。

送付時期：令和6年9月と令和7年1月

従業員さまやそのご家族さまの人数が多いほど、封筒または箱の数量が増えます。

【封筒】
●予定サイズ（最大）
高さ49cm、幅39cm、マチ12cm

【箱】
●予定サイズ（最大）
長さ36cm、幅25cm、深さ12cm

※封筒もしくは箱いずれも封入されている通数は、最大で約150人分

Check2　配布のポイント

個人ごとの封筒の窓から、従業員さまの氏名（**被保険者氏名**）と封入されている方の氏名（**対象者氏名**）を確認することができます。**配布いただく際には、被保険者氏名の方に配布をお願いします。**

Check3　送付物のイメージ

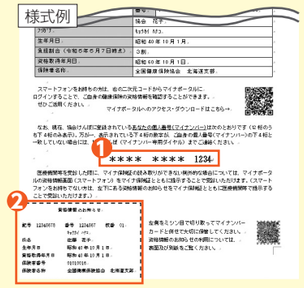

❶ マイナンバーの下４桁をご確認ください
協会けんぽに登録されているマイナンバーの下4桁を表示していますので、ご確認ください。

❷ 資格情報のお知らせを切り取って保管してください
加入者さまご自身の健康保険の資格情報を簡易に把握することができます。
また、令和6年12月2日から医療機関等の受診で必要となる場合があります。点線で切り取ってマイナンバーカードと併せて大切に保管してください。

「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」をご利用ください

協会けんぽでは、9月2日（月）から「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」を開設します。
「マイナ保険証」、「資格情報のお知らせ」、「資格確認書」や「オンライン資格確認」等に関するお問い合わせは、「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」をぜひご利用ください。

「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」
TEL **0570-015-369**　平日8:30～17:15（土日祝日を除く）

（※）マイナンバー制度やマイナンバーに関する一般的なお問い合わせは、国のマイナンバー総合フリーダイヤル（**0120-95-0178**）にお願いします。
（※）協会けんぽマイナンバー専用ダイヤルは下記22か国語でのお問い合わせに対応しています。
【対応言語】英語、中国語、韓国語、スペイン語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ネパール語、ビルマ語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、ロシア語、マレー語、クメール語、モンゴル語、シンハラ語、ヒンディー語、ベンガル語、ウルドゥー語

協会けんぽ 2023(令和5)年度 決算(見込み)のお知らせ

2023年度の決算(見込み)のポイント

2023年度の決算は**収入が11兆6,104億円、支出が11兆1,442億円**となり、**収支差は4,662億円**で前年度から343億円の増加となりました。収入・支出の主な内訳は以下のとおりです。

ポイントとして、収入・支出ともに前年度より増加しましたが、主たる収入である「保険料収入＋国庫補助等」は2,995億円増加した一方、主たる支出である「保険給付費＋拠出金等」は3,351億円増加しており、支出のほうが収入よりも伸びています。
そのため、単年度収支差は実質的には前年度より縮小しています。

2023年度決算（見込み）について詳しくはこちら

2023年度決算(見込み)｜医療分

収入	11兆6,104億円	(+3,011億円)
支出	11兆1,442億円	(+2,668億円)
収支差	4,662億円	(+343億円)
準備金	5兆2,076億円	(+4,319億円)

保険給付費　64.2%
協会けんぽが医療機関に支払う費用や、傷病手当金等の支払いに要する費用

保険料収入　88.7%
被保険者・事業主の皆さまに納めていただいている保険料

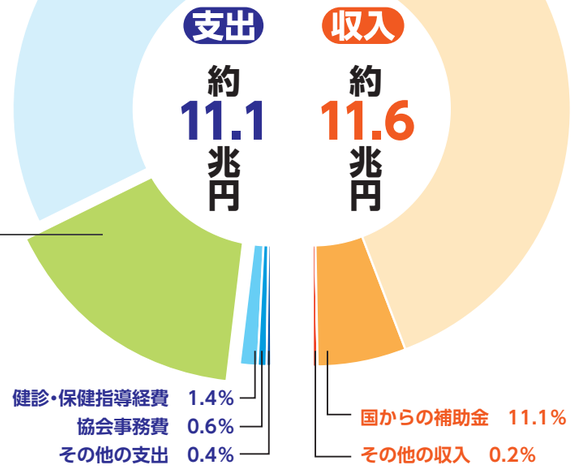

高齢者医療への拠出金等　33.4%

高齢者の皆さまの医療費の一部を現役世代が負担しています。その額は、支出の約1/3を占め、重い負担になっています。

今後、**団塊の世代が75歳以上となることによって、高齢者医療への拠出金の増加が見込まれています。**

Q. 2023年度の決算は黒字額が増加しましたが、協会けんぽの財政は今後どのような見通しなのでしょうか？

A. 協会けんぽの財政は、以下の理由から**楽観を許さない状況です。**

- 団塊の世代が後期高齢者になることにより**高齢者医療への拠出金等の短期的な急増が見込まれ、その後も中長期的に高い負担額で推移することが見込まれる**こと。
  ※高齢者医療への拠出金等　2023年度：2兆1,900億円▶2025年度：2兆5,300億円
- 協会けんぽ加入者の平均年齢上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれること。
  ※保険給付費　2023年度：7兆1,512億円▶2028年度：7兆6,600億円

こうした状況を踏まえ、協会けんぽは、将来を見据えて、加入者の健康づくりに向けた取組を進めつつ、保険財政の持続可能性という観点から、各種医療費適正化対策にも取り組んでまいります。

お問い合わせ先　企画総務グループ ☎ 043-382-8315

令和5年度における 協会けんぽ千葉支部の主な取組

協会けんぽ千葉支部では、加入者の皆さまへの医療費・現金給付の支払いや健康の維持・増進、医療費適正化に向けた取組を行っております。
令和5年度における各種取組の一部をご紹介いたします。

良質なサービスの提供・基本的役割の徹底

給付金の支払い

傷病手当金や出産手当金等の給付金について、申請書類を受付から支払までを10営業日以内とする目標設定(サービススタンダード)を徹底し、お支払いしています。
令和5年度は、業務処理体制の最適化及び生産性の向上を図ったことで、令和4年度に引き続きサービススタンダード100％を達成することができました。

レセプト点検

医療機関が保険者（協会けんぽ）へ医療費等の請求を行うためのレセプト（診療報酬明細書）を、社会保険診療報酬支払基金による内容審査の後、協会けんぽにて点検・審査を行っています。
令和5年度につきましても、レセプト点検に関しては「レセプト内容点検行動計画」を策定し、確実かつ着実に実施することで査定率の向上に努めました。

マイナ保険証の利用促進

令和6年12月2日に現行保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みへ移行されます。そのためにも、協会けんぽ等の医療保険者が保有する資格情報とマイナンバーを正しく紐づけてオンライン資格確認等システムへ登録する必要があります。
令和5年度は、事業所・加入者や関係団体への周知広報等のほか、マイナンバー未収録となっている被扶養者や70歳以上の被保険者へのマイナンバー提出勧奨を行いました。また、正確な資格情報登録の徹底の観点から、オンライン資格確認等システムに登録した全ての資格情報について、住民基本台帳情報との突合を行った結果を踏まえた点検を実施いたしました。

健康づくりサポート・医療費適正化

健診・特定保健指導・重症化予防対策

加入者の方々の生活習慣病の予防と早期発見のため、健診（生活習慣病予防健診・特定健康診査）を実施しています。
また、健診結果をもとに、生活習慣の改善が必要な方に対する保健師等による特定保健指導（生活習慣の見直しに向けた取組のサポート）や、治療が必要な方に対して医療機関へ受診を勧めるご案内を行っています。
令和5年度は、健診実施機関・特定保健指導専門機関の拡充を図ったほか、より多くの方に健診を受診していただけるよう、生活習慣病予防健診における一般健診等の自己負担額の引き下げを行いました。

コラボヘルス

事業所と協会けんぽが一体となって健康づくりに取り組むコラボヘルスの一つとして健康宣言事業を行っています。
健康宣言とは、事業主に職場の健康づくりに取り組むことを宣言していただくとともに、職場内で周知していただき、事業主と協会けんぽが連携して職場の健康課題の解決等に取り組むものです。
令和5年度につきましても、健康宣言事業所数の拡大のため、各種広報やパートナー企業（生命保険会社等）による事業所への勧奨を実施したほか、健康宣言事業所へのフォローアップの拡充を図るため、事業所カルテ（事業所の健康・医療データ）の提供や、健康づくりに関する出張セミナー、無料の歯科健診等を実施いたしました。

ジェネリック医薬品の使用促進

協会けんぽ千葉支部では、加入者の皆さまの医療費の自己負担の軽減のために、ひいては医療費の適正化につながり、将来にわたって医療保険制度の持続可能性を高めるために、千葉県及び千葉県薬剤師会等と連携を図り、オール千葉体制で地域全体で協力し、ジェネリック医薬品の使用を促進しています。
令和5年度につきましても、各種広報等のほか、加入者へのジェネリック医薬品軽減額通知サービスを実施しました。
なお、送付対象者（令和5年８月実施分）のうち、約2.2万人がジェネリック医薬品に切り替えを行い、これにより医療費の軽減効果額は約3.4億円（年間推計）と高い効果が得られました。

今後とも、加入者の皆さまの健康を守るための取組を推進してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。